一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年10月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積違反点数	当該(営)違反点数
令和8年10月1日	株式会社鹿児島急送(法人番号1340001000872) 代表者峯山光輝	南九州営業所	輸送施設の使用停止(10日車)、文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第15条第3項、法第15条第4項	令和8年7月1日、提出された事故報告書に記載された内容に法令違反の疑いがあったことを端緒に監査実施。3件の違反が認められた。(1)過積載運送(法第15条第3項)、(2)貨物の積載方法違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第5条)、(3)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)	1	1
	鹿児島県鹿児島市東開町13-6	鹿児島県姶良市平松34-1					